

テナント内装工事設計指針

- 1－ 内装・設備設計施工区分
- 2－ A工事の概要
- 3－ B工事及びC工事の手順
- 4－ C工事設計上の注意事項
 - － 1 火災予防・防災設備
 - － 2 空調設備
 - － 3 電気設備
 - － 4 給排水・ガス設備
 - － 5 各区画共通
 - － 6 物販区画・サービス区画
 - － 7 飲食区画
- 5－ 店舗デザインについてのお願い
 - － 1 一般事項
 - － 2 デザイン規制詳細
 - － 3 空間規制
 - － 4 店頭演出
- 6－ C工事施工指針
 - － 1 C工事の進め方
 - － 2 施工許可基準
 - － 3 遵守事項
 - － 4 工事竣工・完成
- 別表
 - － 1 共用部A工事仕上げ概要表
 - － 2 提出書類・提出図書一覧表
 - － 3 店舗内装工事施工区分表
 - － 4 工事設計・施工承認系統図

1 ー内装・設備設計施工区分

(1) 設計施工区分

「A工事」：共用部分の工事で、当社の費用負担で当社が設計、施工する工事。

「B工事」：出店者の店舗づくりのうち「A工事」との取り扱い及び環境デザインとの調和上必要な統一仕上げに伴う区画内天井及び基本照明工事（B1F、1F）出店者の店舗づくりのうち「A工事」との取り扱いが必要な設備工事。A工事に準じ竣工検査時に諸官庁の対象となる施設、及び設備の保守、保安など当社が品質管理上必要な天井工事のGB-R貼（B1F、1Fを除く）、防水工事、防火区画工事、空調工事、給排水ガス工事、電気設備一次側工事等。
「B工事」は出店者より当社が委託を受け、出店者の費用負担で当社が設計・施工する範囲の工事です。

「C工事」：出店者の店舗づくりのうち、「B工事」以外の部分です。当社と協議のうえ出店者の費用負担で施工。

(2) 共用部A工事仕上げ概要表（別表－1）

(3) 提出書類・提出図書一覧表（別表－2）

(4) 店舗内装工事施工区分表（別表－3）

(5) 工事設計・施工承認系統図（別表－4）

2 ー「A工事」の概要

A工事による内装仕上げは「共用部A工事仕上げ概要表」（別表－1）を参考にして下さい。
また、設備関係については、「店舗内装工事施工区分表」（別表－3）をご参照下さい。

3 ー「B工事」及び「C工事」の手順

(1) 基本設計の提出・承認

「4－C工事設計上の注意事項」及び「5－店舗デザインについてのお願い」の内容をご理解のうえ、区画の基本設計を作成しご提出いただきます。

※ 提出図書 「提出書類・提出図書一覧表」（別表－2）による基本設計図書

※ 提出書類 「店舗内装工事申請書」（様式－1）

(2) 「B工事」について

出店者各位は設計内容を検収・押印（C工事設計者含む）のうえB工事設計図書を返却し、所定の期日までに「B工事施工依頼書」（様式－2）を提出していただくと共に工事費（概算額）を当社に予納していただきます。

予納された工事費は、「B工事」竣工後精算させていただきます。

(3) 「C工事」について

承認された基本設計に基づき実施設計をしていただき、「提出書類・提出図書一覧表」により実施設計を提出していただきます。

基本設計の場合と同様、打合せ調整のうえ当社で設計を承認いたしますので、その後に施工業者、機器メーカー等とそれぞれ契約を整えて下さい。

なお、「C工事」の施工は、当社の承認をまって「6－C工事施工指針」に基づき着手するようお願いいたします。また、C工事竣工後、期日までに竣工図を提出していただきます。

(4) C工事期間中の現場管理費及び内装監理費の負担について

当社では、全体がコーディネートされた、より効果的な店舗構成を実現するために、各出店者区画のデザインに対して、デザイン調整、指導をさせていただきます。

また、工事期間中は当社が工事現場における現場管理を行います。

その費用として出店者は、当社に現場管理費及び内装監理費を支払っていただくこととなります。

現場管理費 = 新規契約区画店舗工事面積 × 現場管理費坪単価 (2,000 円) + 消費税
費用項目

現場管理内容

- (1) 共通施設の確保（会議室、休憩室、トイレ等）に係る費用
- (2) 場内の整理清掃（共用部の整理清掃等）に係る費用
- (3) 場内保安・警備に係る費用

※ C工事の残材・発生材は各自でお持ち帰りください。

内装監理費 = 新規契約区画店舗工事面積 × 内装監理費坪単価 (8,000 円) + 消費税
内装監理内容

工事前

- (4) 設備事前打合せ
- (5) 施工区分調整
- (6) 出店者区画条件白図作成
- (7) 建築図面との誤差修正
- (8) 全体工程表作成と調整
- (9) 諸官庁との事前打合せ
- (10) 基本設計のチェック
- (11) 実施設計のチェック
- (12) A・B工事部分のチェック

工事中作業

- (13) 現場常駐監理体制
- (14) 搬入経路指示と保全確認
- (15) 内装工事施工チェック
- (16) 諸官庁検査事前チェック
- (17) 諸官庁検査立会い
- (18) 工事完了・確認チェック

工事後作業

- (19) 工事業者の最終リスト作成
- (20) 実施施工図面の資料化とデベロッパーへの提示
- (21) メンテナンスの連絡組織の明確化
- (22) 監理完了報告書の作成

4－C 工事設計上の注意事項

出店者各位の区画を下記の通り分類いたしましたので、「店舗内装工事施工区分表」を参考にしてください。

物販区画； 給排水、動力用電力、特殊空調を使用しない物販店舗

サービス区画； 給排水、動力用電力、特殊空調を使用しないサービス店舗

有設備物販区画； 給排水、動力用電力、特殊空調のいずれかを使用する物販店舗

飲食区画； 給排水、動力用電力、ガス等を使用し厨房区画を有する店舗

4－1 火災予防・防災設備

- (1) 各区画の内装は下地、不燃材仕上げ、準不燃材の認定品を使用して下さい。またカーテン（のれんを含む）、カーペット等は防災処理済のものとし、防災ラベルを貼付して下さい。竣工時に「内装仕上材一覧表」を提出していただきます。
- (2) 厨房、その他裸火を使用する設備、もしくは器具を設置する区画は、耐火構造として不燃材で仕上げて下さい。厨房区画は防火区画で計画して下さい。
- (3) スプリンクラー、消火栓、煙感知器、排煙口、シャッター及び操作ボタンの機能を妨げないようにして下さい。
- (4) 防火区画に接している区画については、防火ダンパー、防火シャッターの点検用に天井点検口を設置しますので、予めご了承下さい。
- (5) 天井から600mmの空間は防災設備を妨げるため、その範囲に造作はできません。（ガラリ、ルーバーも原則として不可）
- (6) 区画全域に対して、スプリンクラー（ヘッド間隔：区画客席部分半径2.3m以内厨房等火気使用部分半径2.3m以内）、煙感知器、非常用放送設備、非常用照明の器具の設置（B工事）が必要です。

4－2 空調設備

- (1) 空調温度調節用サーモのあるところ及びリターン口の前は、空気の流れを妨げないようにして下さい。
- (2) 空気吹出口の機能を妨げないようにして下さい。
- (3) 空調増強設計には原則として、パッケージエアコンを設置して下さい。室内環境上、容量・位置（室外機含む）等については協議をお願いします。（B工事）

(4) 空調原単位は下表のとおりです。

	B1F	1F	2F	3F	4F北	4F南
空調ダクト 処 理 熱 量	80kcal/m ² H	90kcal/m ² H	70kcal/m ² H	70kcal/m ² H	70kcal/m ² H	90kcal/m ² H

- (5) 厨房器具より発生する煙、蒸気等は、フードまたは排気口より専用支管に接続し、排気主管（A工事）にて排気します。
- (6) 油煙が発生する排気用フードには、グリスフィルター及びダクト消火設備を設けます（B工事）。グリスフィルターは油類の付着により吸引効果の低下となり火災の危険がありますから、定期的に内部清掃が可能な厨房設計を計画して下さい。
- (7) 密閉型区画には、設備設計上の開口部及び法規上の排煙用開口部が必要となる場合があります。C工事にて設置して下さい。
- (8) 大型冷凍冷蔵庫、大型冷凍冷蔵ケース等は、水冷式は使用できませんので空冷式で考え下さい。（B1F区画は水冷式 一部可）

4－3 電気設備

- (1) 分電盤及び動力盤は、原則として露出壁かけ型を設置します。取付け位置はC工事基本設計で指示して下さい。なお、常時点検可能な店舗設計にして下さい。電灯回路は単相3線式（210V／105V）で3相の電流バランスをとり、ニュートラルN相は10A以下として下さい。動力は3相3線式200Vで単相200Vが必要な場合は、負荷電流バランスをとって下さい。
- (2) 電灯・コンセント設備の計画は、次の容量の範囲でお願いします。
物販・サービス区画1㎡当り120VA以下
有設備物販・サービス区画・飲食区画1㎡当り100VA以下
B1F、1F～4F北ゾーン1㎡当り80VA以下
- (3) 動力の容量については該当区画のみ、次の容量の範囲でお願いします。
飲食区画1㎡当り50VA以下
有設備物販・サービス区画1㎡当り50VA以下（必要店舗）
- (4) 照明器具は、LEDを使用してください。
- (5) 電話及びファックスは回線数、種別、アウトレットボックスの設置場所を提出図面に明示して下さい。既存テナントの電話機移転等の手続き等は直接NTTへ、新規出店者の電話設備加入も直接NTTへお申し込み下さい。（新規に電話を設置する場合は、電話加入費は出店者負担となります。）
- (6) 販売用ケース、その他の什器に電気を使用する場合はアース付きにして下さい。
- (7) 厨房及び水を使用するところのコンセント、照明器具は防水型器具を使用して下さい。（飲食区画注意事項を参照して下さい。）
- (8) 照明器具は可燃物との間に火災予防上安全な距離を確保して下さい。
LED照明を使用する場合は、バラストの発熱にも注意してください。

- (9) コンセント、電話、テレビ等のアウトレットボックスは、常に使用可能な状態にして下さい。
- (10) 区画内に指定有線放送以外の単独BGMを使用する場合は、カトリレーの設備（B工事）が必要となりますので提出図面に明示して下さい。
（分電盤の回路は単独とします。）
- (11) 配線を壁面内に立下げまたは横引きする場合は、全て配管にて保護して下さい。
また、飲食区画の天井内配線にはVVF電線を使用して下さい。
- (12) ライティングレールを使用する場合は、天井埋込みタイプを使用して下さい。
- (13) 冷凍冷蔵庫、冷凍ケースはコンプレッサー動力及び他の付属動力を明示し、停電自動復帰装置を設置して下さい。
- (14) 原則としてフローアコンセント、フローア電話ボックス等の取付けはできません。
設置の場合はテナント区画内で床上げ工事をして設置して下さい。
- (15) 蛍光灯型LED使用の基本照明は原則として埋込み型グレアレス、またスポットはダウンスポットを使用し、照明器具は、スプリンクラーヘッドより水平300mm以上の間隔を確保して下さい。
- (16) ガス遮断弁・ダクト消火設備にはAC100V電源が必要です。
（分電盤の回路は単独とします。）
- (17) 区画内にネオンを設置する場合は、ネオン設備の配線が容易に人のふれる恐れのないように、また安定器は低電圧仕様で、容易に点検できる構造として下さい。
- (18) 原則として非常灯と誘導灯は別回路で設計して下さい。
- (19) 各照明回路にはタンプラスイッチを設置して下さい。
- (20) CATターミナル設備は、原則として当社指定の物となります。（有償貸与）
 - (a) 形状・寸法・接続系統（基本設計返却時にお知らせします。）
 - (b) 分電盤・電源コンセントレジスターにはAC100Vの電源が必要です。夜間もシステムを使用しますので専用コンセント（24時間電源）として下さい。コンセント位置はレジスターとコンセントの距離が2m以内として下さい。

4－4 給排水・ガス設備

- (1) 給排水設備については当社で許可した区画以外は使えません。給水引込管サイズは有設備物販・サービス区画20A、飲食区画25A又は40Aです。量水器位置については検針、メーター検針・取替可能な位置にして下さい。
- (2) 厨房及び区画内の器具まわりの給水、ガス、給湯配管等は原則として露出配管として下さい。器具背面と壁面との間にも60mm程度の間隔が必要となりますので器具の設計製作配置には、この点をご配慮下さい。

- (3) ガス設備については当社で許可した区画以外には使えません。なお、引込管サイズは25A又は50Aです。ガスメーター及び配管を含めてスペースを要しますので、検針・取替え可能な位置に設置して下さい。
- (4) 使用ガスは山口合同ガス13Aを使用し、感震器付業務用ガス遮断弁（マイコンメーター）を設置します（プロパンガスは使用出来ません）。
- (5) 厨房内、客席内にそれぞれ手洗器（消毒器付）を設置して下さい。飲食店ならびに食品販売店（実演を含む）の設備は、保健所及び消防署の指導及び承認を要しますので、その指示には必ず従って下さい。
- (6) 給排水設備を必要とする区画は、基本設計提出時に設備設計図及び厨房図を必ず提出して下さい。
- (7) ガス機器を設置しようとする区画は、ガス漏警報機を設置（B工事）し、防災センターにて監視します。

4－5 各区画共通

- (1) カーテン、クロス類は、不燃材を使用して下さい。のれん・カーテン・カーペット等は防災認定品か防災加工品とし、防災ラベル（タグ）を所定の位置に貼付して下さい。また、C工事にて使用する塗料に油性塗料は使用できません。（竣工時に「内装工事仕上げ材一覧表」を提出していただきます。）
- (2) 各区画の共用通路、または外部に接する壁面に独自の入口を設ける場合は、横引きまたは内開きとし、会社の承認を受けて下さい。
- (3) A工事及びB工事で設置した各種設備には、保全用の点検口が必要です。
- (4) テント、イルミネーション類、個別店名看板等については、会社が承認した以外の物は設置できません。
- (5) 区画境界線を越えて、通路上にステージ、POPスタンド、商品等を突出及び配置することはできません。
- (6) 床設計荷重は360Kg/m²です。
- (7) 建築躯体のハツリは認めません。ホールインアンカーはM12までとして下さい。
- (8) 区画内天井には、各スパン1個以上の天井点検口が必要ですので、予めご了承のうえ設計して下さい。なお、大きさは450角以上とします。
- (9) 厨房及び火気を使用する区画は、防火区画として基本設計に明示して下さい。
- (10) テナント隣接間仕切壁（LGS、CB等A工事下地壁面）の強度を弱めるブラケット、スリット等はC工事にて壁面造作のうえ、施工して下さい。
- (11) 非常用進入口を有する区画は、機能障害を生じない設計をして下さい。
- (12) 営業上、騒音、振動、臭気等の発生が予想される場合は、その防止対策をC工事で対応して下さい。
- (13) 地震による転倒、落下防止対策を十分に行って下さい。
- (14) 共用通路及び外部に接するガラス面にカーテン、ブラインド等を設置する場合は、形状、素材、色彩等を調整させていただきます。

- (15) 空間規制として「5－店舗デザインについてのお願い」がありますので、その指示に必ず従ってください。

4－6 物販区画・サービス区画

- (1) 共用通路に接するA工事壁面の仕上は統一します。
- (2) 空間規制として「5－店舗デザインについてのお願い」がありますので、その指示に必ず従ってください。
- (3) 各区画面積が150㎡～300㎡未満まではW=1,200mm以上、300㎡～600㎡未満はW=1,600mm以上の店内通路が600㎡以上はW=1,600mm以上の店内通路及びW=1,000mm以上の補助通路が必要です。

4－7 飲食区画

- (1) 区画間間仕切り壁の通路面の仕上げ（A工事）を変更することは出来ません。
- (2) 厨房内及び水を絶えず使用する場所は、床面、立上りとも防水工事を行います。
- (3) 厨房内の壁立上りは、床面より1,500mmまでの間は下地及び仕上材共耐水性材料を、その上部は平滑で清掃の容易な仕上材（例、ステンレス）を使用して下さい。
- (4) 湯気等が発生する個所の上部には、排気設備が必要です。
- (5) 飲食店の設備及び厨房内仕上げは、保健所の指導及び承認が必要ですので、保健所の指示に従ってください。また、飲食店の営業に係わる許認可申請はテナント各位で行ってください。
- (6) 厨房区画には耐火構造の壁を設けて下さい。
- (7) 厨房内には消火器、消火設備を官公庁指導に基づき設置して下さい。またガス器具との接続には、ガス会社認定品の強化ゴムホースを使用して下さい。
- (8) 厨房等に使用するフードはステンレス製（保健所指導による）とします。また、接続するダクトは厨房排気専用といたします。
- (9) 厨房内にコンセントを設置する場合は、高さ1,200mm以上の高さに防水型コンセントをガスレンジ、ガスコンロ、流し台の前面を避けた場所に設置して下さい。
- (10) 150㎡を超える飲食区画には、W=1,200mm以上の店内通路が必要となります。
- (11) 空間規制として「5－店舗デザインについてのお願い」がありますので、その指示に必ず従ってください。

5－ 店舗デザインについてのお願い

各区画の設計にあたりましては、各ゾーンごとに区画デザインの規制があります。相互調和、公平性、公共性の原則を守り店舗づくりを進めてください。

5－1 一般事項

- (1) 直付配線ダクト・直付スポットライト及び直付F Lベースライトの使用は避けてください（バックヤードを除く）。
- (2) 非常口誘導灯と紛らわしい緑色を使用した照明器具・サイン等は使用できません。
- (3) 什器・造作等は安全性（取付・固定・角の処理方法等）考慮してください。
- (4) 駆体のハツリやA工事店舗間仕切り壁への直接の造作は禁止します。
- (5) 共用部（通路・天井・接する壁）に個店サインを設置することは出来ません。区画内に自立型又は壁面造作にて計画してください。区画内天井吊り下げサインについては調整させていただきます。
- (6) 区画内防煙垂壁をC工事にて変更する場合は必ず不燃材で構成してください。

5－2 デザイン規制詳細

- (1) 配線ダクトスポット・直付けスポット・直付けF Lベースライト不可。
- (2) スプリンクラーヘッドより立面 600mm・水平 300mmは造作不可。
- (3) ルーバー設置の場合は開放部分面積合計 70%以上かつ (2) の規制をクリアしてください。上記以外はルーバー下部にもS Pヘッド（B工事）が必要となります。
- (4) ストックルーム・更衣室等の間仕切壁はC H600mm以上開口してください。
- (5) 区画内サインの文字サイズはH=250 以内、W=1200 以内
- (6) 区画内天井吊下げサインはピアノ線、パイプ等による設置は不可。パイプ等をカバーし天井と一体感をもったサインは可。（S Pの散水障害等が生じた場合B工事にて追加設置します。）

5－3 空間規制

館内の全体見通しを大前提として規制させていただきます。各種規制を守った店舗を計画してください。排煙障害、スプリンクラーの散水障害にならないよう設計してください。

- (1) リースライン及び店舗間仕切りより 600mmは 1,350mmの見通し規制があります。
- (2) 共用部に接する壁面のH=1,200mm～H=2,000mm間は壁面開口規制があります。壁面は 50%～60%程度の見通しが確保できる素材を使用してください。
- (3) ファサードにショーウインド、シースルーシャッター等を設置し営業時間外の環境演出にご協力ください。
- (4) 通路面での店頭販売になるような設計は避けてください。
- (5) 北区画の天井は共用通路と同色で仕上てください。
- (6) 1 Fは吊ボルダー不可
- (7) 共用通路等に開口部を設置する場合扉はW=750mm（有効）とし必ず横開又は内開としてください。
- (8) 上記規制内容は区画により別途指示します。

5－4 店頭演出

区画外使用規制

館内共用部、周辺店舗との調和を大前提とし規制させていただきます。排煙障害、スプリンクラーの散水障害、シャッターの開閉障害等、あらゆる設備の支障にならないように設計していただき「契約区画外使用願い」を提出していただきます。打合せ調整のうえ当社で承認いたしますので、その後に施工業者、機器メーカー等とそれぞれ契約を整えて下さい。

(1) 店舗区画外からの店頭照明について

- ① 店舗ファサードにおいて、個店サイン・ショーウインド等への効果的なスポット照明を設置する事ができますが、共用部景観も考慮させて頂き器具については埋め込み型ダウンライトにて計画願います。(電源については各店舗の分電盤より供給しタンプラースイッチを設けて下さい。)
- ② 取付け位置、個数につきましては当社と協議の上、決定させていただきます。
- ③ 設置位置は、リースラインより 600mm 以内とさせていただきます。

(2) 店舗に接する共用部（床・壁・天井・柱・シャッターガイド）の装飾について

- ① 店舗に接する共用部の装飾については共用部の景観と周辺店舗とのバランスを考慮させて頂き、当社にて審査させていただきます。
- ② デザイン・仕上げ等（仕上げ材は安全性を重視した素材で計画して下さい。）は当社にて調整させていただきます。

(3) 1F 高天井照明

- ① 1F 高天井区画については店内有効照度確保のために効果的なスポット照明を設置する事ができますが、共用部景観も考慮させて頂き、器具については埋め込み型ダウンライトにてご計画願います。(電源については各店舗の分電盤より供給しタンプラースイッチを設けて下さい。)
- ② 取付け位置、個数につきましては当社と協議の上、決定させていただきます。

(4) 店舗区画外の空調室外機・冷媒配管設置について

- ① 店舗個別空調設置に伴う室外機・冷媒配管の設置について非常階段・避難通路・バルコニー等に設置する場合には避難障害・通行障害にならないよう床面より 2,000mm 以上の位置に設置して下さい。
- ② 取付け場所につきましては当社と協議の上、決定させていただきます。

(5) 区画外使用不可区画について

- ① 1F コンコース
- ② 店舗に接していない部分への個店サイン等の設置
- ③ 当社が不適当とする部分

6－ C工事施工指針

1. C工事の進め方

(1) 工事施工承認願書の提出

入店者は「C工事施工承認願書」(様式－3)に關係資料を添付して
「下関商業開発 管理事業部」(以下「管理事業部」)宛に提出して下さい。

(2) 現場施工

(ア) 施工管理

「管理事業部」で承認した実施設計図により各出店者の責任で施工して
いただくことになります。

(イ) 総括監理

総括的な監理業務を「管理事業部」が担当します。

C工事施工業者は、総括的な事柄について「管理事業部」の指導に従って
いただきます。

(ウ) 工事工程、資材搬入等は「管理事業部」と打ち合わせを行って下さい。

2. 施工の許可基準

(1) 実施設計図書を提出し、「管理事業部」の承認を受けて下さい。

(2) B工事代金の予納を完了して下さい。

3. 遵守事項

(1) 監理体制

(ア) 内装設備等の施工に関する監理及び指導は、「管理事業部」がこれを行います。

(イ) C工事施工業者は施工管理者、若しくは代理人を常駐させ、不測の事態に
速やかに対応すると共に「管理事業部」の指導に従っていただきます。

(2) 手続き等

(ア) 別表に基づく手続きは施工1週間前に完了して下さい。

施工手続き時には、各書式に必要事項を記入の上持参して下さい。

- C工事施工承認願書 (様式－3)
- 希望(実施)工事工程表 (様式－4)
- C工事施工者届 (様式－5)
- 工事入館許可申請書 (別様式)

(3) 施工上の注意

(ア) 柱及び建築躯体へのはつり、穴あけ等一切禁止します。床面のみM－12
以下アンカー打ちを認めます。

違反した場合の復旧費は当該施工者に請求いたします。

(イ) モルタル、シックイ等、湿式工事その他、水を利用する作業は定められた
所より取水し区画内にて作業して下さい。

(ウ) 共用通路では作業を行わないで下さい。また資材は、区画内にて各社の
責任で保管して下さい。

(エ) 火気を使用する場合前日までに「管理事業部」に火気使用許可申請書を提出して下さい。作業終了後は確実に消火を確認して「管理事業部」に報告して下さい。

(オ) 資材搬入時間は「管理事業部」で調整します。

(カ) 工事期間中は、区画内に消火器を設置して下さい。

店舗面積 100㎡以下；10型消火器（ABC）3本

100㎡増える毎に1本ずつ追加

C工事は原則として「無火工法」で作業して下さい。

(キ) 塗装工事を行う場合は他の部分に飛散ないようにシート等、十分に養生をして下さい。

(ク) 仕上げ材については、不燃及び防災等に関する認定ラベルを貼付して下さい。ジュウタン、カーテン等についても防災加工済ステッカーを貼付して下さい。

(ケ) 作業時間は7：00～24：00の間とします。基本的に時間外作業はできません。特殊事情が有る場合は予め「管理事業部」と協議して下さい。

（10：00から20：00の間、臭気・音の出る工事はできません）

営業時間外工事の場合時間外照明及び特別警備料が発生する場合があります。

・特別警備料

0：00～5：00 2,000円/h 5：00～7：00 1,600円/h

(コ) 指定された範囲の清掃を行って下さい。

(4) その他

(ア) 保健所への許認可申請は出店者各位で行って下さい。

(イ) 冷凍・冷蔵庫には、停電自動復帰装置を設置して下さい。

4. 工事竣工・完成

(1) C工事竣工検査

竣工申し出により日時を定め「管理事業部」が設計図書と施工現場の確認を行い竣工検査とします。この検査にはC工事施工管理者に立ち合っていただき、仕上げ材の不燃・防災等の認定等の承認証を持参の上シール貼付の確認をお願いいたします。

(2) 関係官庁完成検査立合

すべての工事がほぼ竣工した時点で、関係官庁の完成検査を受け、これに合格したものを完成とします。この検査は一括して「管理事業部」が受けることとしますがC工事施工管理者も立会っていただきます。また、この検査で手直し等の指示が合った場合は、速やかに措置するようお願いいたします。

(3) 竣工図

C工事施工管理者は、工事完了後7日以内に「竣工図2部」を、二つ折り観音開き製本として「管理事業部」に提出して下さい。（A2版）

(別表－２) 提出書類・提出図書一覧表

	提出期限	届出先
(1) 店舗内装工事申請書	施工２週間前	下関商業開発 管理事業部
(2) B工事施工依頼書	施工１週間前	下関商業開発 管理事業部
(3) C工事施工承認願書	施工１週間前	下関商業開発 管理事業部
(4) 実施工事工程表	施工１週間前	下関商業開発 管理事業部
(5) C工事施工者届	施工１週間前	下関商業開発 管理事業部
(6) 内装工事仕上げ材一覧表	竣工時	下関商業開発 管理事業部
(7) 工事入館許可申請書	施工前日	下関商業開発 管理事業部

種別	番号	図書内容	縮尺	提出部数			記事
				基本計画	実施計画	竣工図	
設計図及び竣工図	1	透視図			4部と 図面データ	2部と 図面データ (CD) 2枚	
	2	仕上表		4部と 図面データ			
	3	色彩計画表					
	4	平面図	1/30. 1/50	4部と 図面データ			
	5	天井伏図	1/30. 1/50				
	6	什器姿図	1/30. 1/50				
	7	展開図	1/30. 1/50				
	8	断面図	1/30. 1/50	4部と 図面データ			
	9	詳細図	1/10～1/20				
	10	厨房配置図	1/20	4部と 図面データ			
	11	厨房単品図	1/20				
	12	設備図	1/50				
	13	配線図	1/50				

(注)

- (1) 上記2仕上表は準不燃・不燃材認定番号を記入する。下地材料も明記する。
- (2) 上記7展開図は4面、上記8断面図は主断面2面以上
- (3) 上記12設備図は機器の取付位置、高さを明記する。また、機器別に容量を記入
(厨房機器、ダクト消火ボックス、量水器等)
- (4) 設計図は出店者の承認印を押したものを提出して下さい。
- (5) 各図面は躯体通り芯よりの寸法を明記して下さい。
- (6) 図面サイズはA2版で方閉じ製本とし図面データも提出して下さい。
- (7) 図面の綴り込みは上記順番とし設計担当者名及び電話番号を記入して下さい。
- (8) 竣工図は2つ折り製本とし、表紙に、区画番号、区画名を記入して下さい。
※竣工図は図面データ (CD 2枚) も合わせて提出して下さい。

(様式－１)

店舗内装（設備）工事承認願書
(店舗内装工事申請書)

令和 年 月 日

下関商業開発株式会社 御中

店舗番号

店 舗 名

契約者名

代表者名

印

下記の通り工事致したく申請します。

工事種別		全面改装	
工事内容	建築		
	電気		
	空調		
	衛生		
施工業者	業 者 名	TEL ()-()-()	
	担当者名	TEL ()-()-()	
施工期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
その他	次の事項を確約します。 1. 本件工事に伴って、 号店舗に新たに取り付ける動産の内、同店舗及び同店舗内の既存の造作に付随した物については、この取付時点で貴社に所有権が移転する事を確認します。 2. 上記以外の取付動産の内造作と認められる物については、賃貸借契約終了時において無償で貴社に譲渡します。 3. 本件工事の支出について必要費、有益費の償還請求は勿論のこと本件工事に伴い付加した諸造作につき買取請求は一切致しません。		

上記の申請条件により許可します。

下関商業開発株式会社 管理事業部	総務課長	営業課長
令和 年 月 日		

1. 工事内容は出来るだけ詳細に記入して下さい。
2. 本申請書は図面を添えて施工２週間前までに当社総務課へ提出して下さい。
3. 施工の段階でやむを得ず工事内容に変更が生じる場合は、事前に届け出て下さい。

(様式－２)

提出窓口 下関商業開発 管理事業部

令和 年 月 日

B 工事施工依頼書

下関商業開発株式会社 殿

住所

区画名

社名

代表者名

印

賃貸区画の内装設備設計工事の内、B 工事施工を下記工事内容のとおり依頼いたします。
なお、本工事に要する工事金額につきましては、貴社の設定する下記支払条件により別途
納付を致します。

記

工事内容

工事金額 金 円（消費税 円含む）

工事期間 貴社指定日

支払条件 指定口座へ現金にて一括支払い

なお、振込手数料を要する場合は依頼者負担と致します。

指定口座 山口銀行シーモール出張所

口座番号 (普) 3 0 6 4 3

口座名義 下関商業開発株式会社

入金日 令和 年 月末日

その他 振込み手続完了をもって当該代金の受領を認め領収書は発行致しません。

(様式－３)

提出窓口 下関商業開発 管理事業部

店舗内工事施工申請書
(C工事施工承認願書)

令和 年 月 日

下関商業開発株式会社 殿

区画番号

区 画 名

住 所

代表者名

印

表記区画部分におけるC工事を、下記により施工いたしたくご承認下さい。

C工事施工管理者			
会 社 名			
住 所			
代 表 者 名			
担 当 者 名		電話番号	

厨房施工会社			
住 所			
代 表 者 名		電話番号	

- 貴社承認による実施計画図に基づき、期日指定内に工事を完了します。
なお、工事工程は別添工程表（様式－４）のとおり希望します。
- 工事にあたっては、貴社の承認条件・指示事項に従い、事故・災害等の防止に勤め
円滑な施工を図ります。また、工事により煙、異臭、温度上昇が予想されるときは、別
途「工事入館許可申請書」に明記します。
- 万一、当方の工事に起因して、貴社または第三者に損害を及ぼした場合は、当方の
責任で一切を処理し貴社に迷惑をかけません。
- 工事に当たっての当社の組織は、添付表のとおりです。
- 竣工後、貴社及び関係諸官庁よりの指摘事項は、速やかに当社の費用負担において
改良工事を行います。

(様式－４)

実施工事工程表

(材料、器具、什器等の搬入計画を含む)

令和 年 月 日

区 画 番 号

区 画 名

C工事施工管理者 氏名

印

連 絡 先 住所

TEL

その他	什器工事	衛生工事	電気工事	床工事	経師工事	塗装工事	金物工事	木工事	下地工事	資材搬入	月日

(様式－５)

提出窓口 下関商業開発 管理事業部

C工事施工者届

令和 年 月 日

区画番号		区画名	
------	--	-----	--

施工者住所

T E L

社 名

代 表 者 名

印

1. 建築業者登録

年 月 日		番 号	
-------	--	-----	--

2. C工事施工管理者

責任者	会社の役職	氏名	電話番号	
			昼間	夜間
C工事施工管理者				
同代理者				

工事施工中は、C工事施工管理者を現場に常駐させ、工事を指揮させる。

やむを得ずC工事施工管理者が不在となる場合は、代理者を置く。

3. 緊急連絡先（夜間及び休日）

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号

C工事施工管理者以外に2箇所以上を記載して下さい。

1. 貴社承認による実施計画図に基づき、期日指定内に工事を完了します。
2. 万一、当方の工事に起因して、貴社または第三者に損害を及ぼした場合は、当方の責任で一切を処理し貴社に迷惑をかけません。
3. 竣工後、貴社及び関係諸官庁よりの指摘事項は、速やかに当社の費用負担において改良工事を行います。

(様式－6)

提出窓口 下関商業開発 管理事業部

内装工事仕上げ材一覧表

令和 年 月 日

区画番号		区画名	
------	--	-----	--

施工者住所

T E L

社 名

代 表 者 名

印

仕上げ表

	下地	仕上げ	認定番号
天井			
壁			
巾木			
床			
備品			
その他			

竣工後、貴社及び関係諸官庁よりの指摘事項は、速やかに当社の費用負担において改良工事を行います。

契約区画外使用願い

令和 年 月 日

下関商業開発株式会社 御中

店舗番号

店 舗 名

契約者名

代表者名

印

下記の契約区画外（貴社管理区画）を使用したいので許可の申請を致します。

使 用 開 始 日	令和 年 月 日
使 用 区 画	
使 用 目 的	
使 用 内 容 及 び 設 備	
使 用 条 件	貴社指定の通り
添 付 資 料	詳細図面及び平面位置図

契約区画外使用許可書

令和 年 月 日

御中

下関商業開発株式会社
管理事業部

下記条件を付して使用を許可します。

使 用 区 画	
使 用 目 的	
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。 但し、期間満了日までに使用者または当社のいずれかが更新拒絶の意思表示をしないときは、更に1年間使用期間を延長し、以後この例による。
使 用 料	使用料は付さない。
1. 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用区画を使用すること。使用者に過失がない場合においても、当社または第三者に損害を与えた場合は、使用者の費用と責任において、一切の損害を賠償するものとする。 2. 使用者は、施設の使用目的を変更し、使用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできない。 3. 使用期間中において、使用を廃止する場合は、事前に承認を得て行うこと。 4. 使用者が、本許可条件に違反した場合は、使用許可を取り消すことがある。このため使用者において損害を受けることがあっても当社は何等賠償の責を負わない。 5. 使用期間中であってもやむを得ざる事由により当社が必要とした場合は、本許可条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。 6. 使用期間満了、使用廃止又は使用許可を取り消された時は、当社の指定期日までに施設物一切を撤去し、使用区画を原状に回復して明け渡すこと。 7. 使用者が、前項の義務を履行しないときは、当社においてこれを施行することができる。ただし、その場合における費用は、すべて使用者の負担とする。 8. 使用者が施設物について支出した必要費、有益費の償還請求または移設費等、名目の如何を問わず、当社に対し一切の請求をしないこと。 9. 使用区画の施設物に要する維持管理費はすべて使用者の負担とする。 10. 本許可条件のほか、当社の指示する事項を遵守すること。	
備 考	